

高梁市老朽危険建物除却促進事業補助金の概要

老朽化した危険な空き家の取り壊し（除却）を補助します

そのまま放置すれば倒壊や建築資材等の落下により、周辺の生活環境に著しく悪影響を及ぼすおそれのある危険な空き家（住宅）の取り壊し（除却）に対し、補助金を交付します。

■ 対象となる空き家

次の要件を全て満たす空き家（住宅）が対象となります。

- 市内に存する老朽危険空き家で、住宅の腐朽破損の程度が市の定めた基準(※)を満たすこと
- 周辺の生活環境（道路又は隣接地）に悪影響を与えていること、又はそのおそれがあること
- 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと
- 補助金の申請年度の2月末日までに除却工事の完了が見込まれること
- 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの
- 不動産の販売や貸付を業とする者が、当該業のために除却を行うものでないこと
- 所有権以外の権利が設定されていないものであること
- 一の敷地内に複数の老朽危険建物がある場合、その全てを除却するものであること。

※住宅地区改良法施行規則第1条
第1項各号に掲げる住宅の区分
に応じこの各号に定める別表に
おいて、構造一般の程度及び構
造の腐朽又は破損の程度の評点
の合計が100点以上の住宅



【老朽危険建物の例】

- 屋根ぶき材料の一部が剥がれ落ちている。
- 屋根に穴が開き、雨もりがある。
- 床が傾斜または落ちている。
- 柱が傾斜している。
- 外壁に貫通した穴がある。

■ 対象となる方

次に掲げるいずれかの方が対象となります。ただし、過去にこの補助金の交付を受けたことがある敷地に存する空き家を解体する方や、市税の未納付がある方等は対象となりません。

- 補助対象となる空き家を所有している方又はその法定相続人
- 上記の方から除却について同意を得ている方

■ 対象となる工事

高梁市内に事業所を置く事業者(※)が行う除却工事が対象となります。ただし、家屋の一部を除却する工事や住宅の建替えを目的とした工事は対象となりません。

※建設業の許可（土木、建築又は解体）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を受けた者に限ります。

■ 補助額等

- 補助対象事業費又は国が定める標準除却工事費のいずれか少ない額の3分の1
- 補助限度額：50万円

■ 老朽危険建物認定申請について

- 老朽危険建物認定申請（指定の様式）

補助金の交付を受けようとする住宅が老朽危険建物に該当するか否かは、現地調査により判定します。調査の結果、老朽危険建物と認定した場合は、老朽危険建物認定通知書を送付します。

■ 補助金交付申請について

- 老朽危険建物として認定された場合は補助金交付申請を行うことができます。
申請には、補助金交付申請書のほか以下の書類が必要です。なお、下記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前に問い合わせください。
 - ・ 除却工事等実施（変更）計画書（指定の様式）
 - ・ 補助対象建築物の建物平面図（延べ面積が確認できるものに限る。）
 - ・ 補助対象建築物の現況写真（撮影日の確認できるものに限る。）
 - ・ 補助対象建築物の登記事項証明書又は所有権が確認できる書類
 - ・ 老朽危険建物認定通知書の写し
 - ・ 補助対象工事に係る解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）
 - ・ 補助対象工事を施工する解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録通知書の写し
 - ・ 本市の市税に未納がないことを証明する書類

【ご注意ください】

- 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手すると補助金は受けられません。
- 工事の請負金額・工事内容・請負業者が変わる等の場合は、変更申請が必要です。
- 工事は、申請年度の2月末までに完了しないと補助金を受け取れません。

上記以外の要件もあります。詳しくは、下記まで問い合わせください。

■ 問い合わせ

高梁市 市民生活部 環境課 環境衛生係 0866-21-0259

高梁市老朽危険建物除却促進事業の流れ

